

公益財団法人

静岡県生活衛生営業指導センター 利用のしおり

生活衛生営業指導センター (生衛指導センター)とは…

- 「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)」に基づき設立された公益財団法人です。
- 生活衛生関係営業の経営の健全化と衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者または消費者の利益を守ることを目的とした各種の事業を行っています。

[ホームページはこちらへ](#)

静岡県指導センター

検索



生活衛生関係営業(生衛業)とは…

- 生衛法の適用を受ける営業の種類は次のとおりです。
 - ・飲食店営業(鮭商)
 - ・ 〃 (麺類業)
 - ・ 〃 (社交飲食業)
 - ・ 〃 (料理業)
 - ・ 〃 (飲食業)
 - ・食肉販売業
 - ・理容業
 - ・美容業
 - ・興行場営業
 - ・ホテル旅館業
 - ・公衆浴場業
 - ・クリーニング業
- 生衛業では、業種ごとに生活衛生同業組合が組織され、静岡県には現在12の組合があります。各組合は組合員の衛生水準の維持・改善及び経営の健全化を図るために、自主的な活動を行っています。
- 生衛業は、私たちの日常生活と密接な関わりをもっており、「公衆衛生の向上」と「国民生活の安定」に寄与するという重要な役割があります。

● 生活衛生営業指導センターの事業内容 ●

経営相談を行っています

- ・「生活衛生営業相談室」を置き、経営、融資、税務、衛生など生衛業の経営全般にわたる相談、指導を行っています。
- ・経営コンサルタントや中小企業診断士等専門の先生による専門的かつ具体的な経営改善指導を行っています。相談料は無料です。

融資相談を行っています

- ・店舗の新築、増改築や改装、設備の更新などを行うための設備資金、経営安定のための運転資金など融資全般について相談をお受けしています。
- ・新規開業にかかる開業計画、資金計画等についても相談に応じています。
- ・「日本政策金融公庫(国民生活事業)」資金の融資申込手続や書類の作成などについて支援を行っています。

研修会、講習会、講演会等を開催しています

- ・専門の講師による経営、税務、融資等に関する講習会や講演会などを行っています。
- ・クリーニング師研修会、クリーニング業務従事者講習会を開催しています。

生衛業に関する資料や情報を提供しています

- ・法律、税制、融資制度の改正や国、県からの情報などを随時提供しています。
- ・研修用DVD、ビデオ等を無料で貸出しています。

消費者などからの苦情相談に応じています

- ・苦情の相談内容により、各生活衛生同業組合の協力を得ながら営業者などに適切な指導を行っています。

標準営業約款(Sマーク)の登録を扱っています

～理容店・美容店・クリーニング店・めん類飲食店及び一般飲食店を経営の方へ～

● 標準営業約款登録のおすすめ ●



Sマークとは、

- ◆ Safety(安全)……まかせて安心
- ◆ Standard(安心)…確かな技術
- ◆ Sanitation(清潔)…美しく清潔に

＜対象店舗＞

- ・理容店
- ・美容店
- ・クリーニング店
- ・めん類飲食店
- ・一般飲食店

Sマークは、お客様にご利用頂く際の安全・安心の目印です。

Sマークは、消費者又は利用者の選択の利便を図るために創設した制度です。登録店になって、経営の一層の安定と活性化を図りましょう。

登録手続きについては…

【一般】	(公財)静岡県生活衛生営業指導センター	TEL.054-272-7396
【組合加入者】	静岡県理容生活衛生同業組合	TEL.054-253-4417
	静岡県美容業生活衛生同業組合	TEL.054-251-2638
	静岡県クリーニング生活衛生同業組合	TEL.054-252-0455
	静岡県麺類業生活衛生同業組合	TEL.054-255-4714
	静岡県飲食業生活衛生同業組合	TEL.054-252-5296

へお問い合わせください。